

## 平成 28 年度名古屋圏域保健医療福祉推進会議 議事録

- ・開催日時 平成 29 年 2 月 20 日（月）午後 3 時 15 分から午後 4 時 10 分まで
- ・開催場所 愛知県自治センター6 階 第 602・603 会議室
- ・出席者 杉田 洋一（名古屋市医師会長）、服部 達哉（名古屋市医師会副会長）、鶴飼 泰光（愛知県病院協会副会長）、石川 清（名古屋第二赤十字病院長）、田中 宏紀（名古屋市立東部医療センター院長）、小木曾 公（名古屋市歯科医師会長）、平手 雅樹（名古屋市歯科医師会常務理事）、野田 雄二（名古屋市薬剤師会長）、河内 尚明（名古屋市社会福祉協議会長）海野 稔博（名古屋市健康福祉局副局長）、神谷 美歩（名古屋市天白保健所長）（敬称略）
- ・傍聴者 1 人

### <議事録>

（愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから名古屋圏域保健医療福祉推進会議を開催いたします。

開会にあたりまして、愛知県健康福祉部技監の丸山から御挨拶を申し上げます。

（愛知県健康福祉部 丸山技監）

愛知県健康福祉部技監の丸山でございます。

本日はお忙しい中、名古屋圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃は、当圏域の健康福祉行政の推進に、格別の御理解、御協力をいただき、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は、お手元の会議次第のとおり、議事として「医療計画の見直しについて」を挙げさせていただいております。

現行の医療計画は、平成 29 年度までを計画期間としております。そのため、来年度にかけまして、医療計画の見直しを行いたいと考えており、本日はその見直し方針やスケジュール等について、また、医療圏計画の見直しにつきましてもあわせて御説明させていただきます。

また、昨年 10 月に策定した地域医療構想では、名古屋医療圏と尾張中部医療圏を統合した構想区域として設定させていただきました。これに伴い、次期医療計画の 2 次医療圏につきまして、見直しを考えておりますので、委員の皆様

様方の御意見を伺えればと考えているところでございます。

限られた時間ではございますが、活発な御議論をお願い申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

本日の出席者の御紹介でございますが、時間の都合もございませぬので、お手元の「構成員名簿」及び「配席図」をもって御紹介に代えさせていただきます。なお、本日の会議には傍聴者が1名いらっしゃいますので、御報告させていただきます。

次に、資料の御確認をお願いいたします。次第の裏面に配付資料の一覧がございませぬので、御覧いただきたいと存じます。

#### 【次第（裏面）配付資料一覧により資料確認】

続きまして、議長の選出をお願いいたします。議長につきましては、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」第4条第2項の規定により、互選でお決めいただくこととなっております。特に御異議がなければ、先回に引き続きまして、名古屋市医師会長の杉田様をお願いしたいと存じませぬが、いかがでしょうか。

#### 【異議なしの声】

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

ありがとうございます。それでは、出席者の皆様の総意といたしまして、議長は名古屋市医師会長の杉田様をお願いいたします。どうぞ議長席をお願いいたします。それでは、以降の議事の進行は議長をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

(杉田議長)

よろしくお願ひいたします。それでは議事に移りたいと思ひます。その前に、本日の会議の公開非公開の取扱いについて、事務局からお願ひいたします。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

当会議は、開催要領第5条第1項により原則公開となっております。したがって、全て公開で行いたいと思ひます。

また、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、本県のホームページに会議録として掲載することにしておりますので、あらかじめ御承知いただきますようお願いいたします。

(杉田議長)

よろしいでしょうか。

それでは、「医療計画の見直しについて」の(1) 2次医療圏の設定について事務局から説明してください。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

まず、議事の(1) 2次医療圏の設定について、まずは医療計画の見直しについて資料1により説明いたします。

医療計画の見直しにつきましては、昨年10月に開催しました医療審議会において、見直し方針等の承認をいただいておりますので、その内容に沿って説明をいたします。

まず「1 趣旨」についてでございます。医療法第30条の4の規定に基づき、都道府県は医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとされており、本県では、「愛知県地域保健医療計画」として、医療計画を策定しております。昭和62年8月の策定から過去7回の見直しを経て、現在に至っておりますが、現行計画の計画期間が平成29年度までとなっておりますことから、計画を見直し、平成30年3月を目途に次期医療計画を公示したいと考えております。

次に「2 計画期間」でございますが、医療計画は医療法上、6年ごとに必要があると認めるときは変更するとされているため、次期医療計画の計画期間を平成30年度から35年度までの6年間といたします。

次に「3 見直し方針」についてでございます。(1)について、本県の医療計画は、県全体の「愛知県地域保健医療計画」と、2次医療圏ごとの「医療圏保健医療計画」を別冊として作成しております。次期計画についても同様の構成にしたいと考えています。

(2)についてですが、医療計画では、一般病床や療養病床の整備を図る地域的単位として、2次医療圏を設定することとされておりますが、次期計画においては、昨年10月に策定をした「愛知県地域医療構想」において設定しました「構想区域」や、平成30年度に同時改定となる次期「介護保険事業支援計画」において設定する「老人福祉圏域」等を考慮しながら検討を行うこととされております。医療計画におけます「2次医療圏の設定の考え方」につきましては、後程、資料2により説明します。

(4) について、次期計画は、現行の計画をベースとして、掲載しているデータや現状の時点修正等を行い、必要に応じて課題や今後の方策、指標について見直しを行うこととしています。「医療圏保健医療計画」の見直しについては、従来どおり県計画との整合性を保ちつつ作業を進めていくことといたします。

(5) について、本県において「介護保険事業支援計画」として策定しています「愛知県高齢者健康福祉計画」については、次期医療計画と同時に見直しが行われることとなりますが、医療計画の一部として策定しました地域医療構想において、在宅医療等の充実強化に向けて、その受け皿となる介護施設の整備について整合性を取っていく必要があることから、計画の見直しにおいても整合性を図っていきたいと考えております。

次に(7)ですが、医療計画の見直しに関しては、国から「医療計画作成指針」等が示され、指針等に基づき作業を進める予定としております。現在、国では、参考資料2のとおり昨年12月26日に、検討会の意見がとりまとめられ、また、先週末にも、検討会が開催される等、現在も検討が進められている状況です。今後、検討会における意見等を踏まえ、国から各都道府県に新指針等が提示される予定となっているので、新指針を踏まえ、見直し作業を進めることとするが、策定期間が限られていることから、現時点で対応可能な作業については、先行して進める予定としております。

次に「5 見直し体制」についてです。本県における医療計画の見直し体制につきましては、資料にありますとおり、計画全体、県計画、及び圏域計画につきまして、それぞれの会議において、審議・検討等を行っていきたいと考えておりますが、圏域計画の見直し体制につきましては、のちほど議題の(2)で説明をさせていただきます。

最後に「6 スケジュール(予定)」ですが、先ほど説明いたしました、平成30年3月を目途に策定作業を進めたいと考えております。来年度の11月までに医療計画の原案を決定し、12月頃には関係団体への意見照会、並びにパブリックコメントを実施する予定でございます。そして、3月の医療審議会で答申をいただければと現時点では考えております。

圏域計画の見直しについては、本日、「医療計画策定委員会」の設置について御承認をいただければ、今後、策定委員会において見直し作業を進めていきたいと考えております。

それでは、議題(1)2次医療圏の設定について、資料2により説明いたします。資料2をご覧ください。本資料は、先週、2月14日に開催いたしました、愛知県医療審議会医療体制部会において御承認をいただいたものです。

まず、「1 設定の目的」ですが、2次医療圏は原則として、1次医療から2次医療までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病床の整備を図るため

の地域単位として設定する区域として、医療計画において設定するものです。

次に、「2 国における2次医療圏の考え方」ですが、現在、国の「医療計画の見直し等に関する検討会」において次期医療計画の策定に関する検討が進められております。資料は、昨年12月26日に取りまとめられた検討会における意見の中にある2次医療圏の考え方をまとめたものです。

まず(1)ですが、人口規模が20万人未満、且つ、2次医療圏内の流入入院患者割合が20%未満、流出入院患者数が20%以上となっている2次医療圏につきましては、設定の見直しについて検討することとされており、本県では「東三河北部医療圏」が該当しております。人口規模、及び、入院患者の流入・流出の状況につきましては、資料右下の表をご覧ください。見直し要件に該当しているところを網掛けとしていますが、ご覧のとおり、全ての要件を満たしているのが東三河北部医療圏です。

次に(2)ですが、地域医療構想で設定した「構想区域」と、医療計画で定める「2次医療圏」が異なっている場合は、平成30年度からの次期医療計画策定時に、「2次医療圏」を「構想区域」と一致させることを踏まえた上で必要な見直しを行うこととされており、本県では「名古屋医療圏」と「尾張中部医療圏」が該当します。

そして、「3 次期医療計画における2次医療圏の考え方」ですが、本県といたしましては、まず(1)にありますとおり、原則として、本県の地域医療構想で定めた「構想区域」を「2次医療圏」とすると考えております。

構想区域の設定に当たっては、昨年度、当圏域会議において、名古屋医療圏と尾張中部医療圏については、統合して1つの構想区域とすることについて御承認をいただきましたが、その際に、参考2にもありますが、国の「地域医療構想策定ガイドライン」における考え方につきましても説明をさせていただいたところです。

その上で、御承認をいただいておりますことから、(1)のとおり整理をさせていただいているところですが、2月14日の医療体制部会において、圏域の意見を確認することとされましたので、今回、名古屋と尾張中部医療圏を1つの医療圏とすることについて、確認させていただくものです。

次に(2)にありますとおり、東三河北部医療圏につきましては、国の考え方や東三河広域連合の動向などを踏まえ、圏域の意見を聞いた上で判断したいと考えております。

東三河北部医療圏につきましては、構想区域を設定する際に、地域の御意見を伺った結果、へき地医療の確保といった特殊な医療課題がある等の理由から、統合せずに2次医療圏を構想区域とするという御意見を頂き、現在に至っておりますが、平成27年1月に東三河広域連合が設置され、平成30年度から介護

保険者が統合される予定であることから、医療計画と同時改定となります。本県の次期介護保険事業支援計画、高齢者健康福祉計画でございますが、こちらで定める老人福祉圏域を考慮する必要性が生じたことから、圏域の意見を聴いた上で判断することとしたものです。

(杉田議長)

今の説明に対して、御質問や御意見はありますか。

(鵜飼委員)

東三河北部医療圏について、圏域の意見を聴いた上で判断するとおっしゃいましたが、圏域の意見が統合してほしいということであれば、統合することですか。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

地域の御意見として、統合したいということであれば、統合を考えていくということでございます。

(石川委員)

最近マスコミでも話題になっている、藤田保健衛生大学の医療連携推進法人について、名古屋医療圏にも患者さんの動き等で影響が出てくるかと思いますが、このことについて、何か検討はされていますか。例えば、藤田保健衛生大学関連の施設が名古屋医療圏にあれば、患者さんの動きも変わってくると思います。具体的に数字を出すというのは難しいとは思いますが、検討の課題にはあるのでしょうか。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

地域医療連携推進法人が及ぼす影響につきましては、現時点では特に個別に検討するところまでは考えていない状況です。

(石川委員)

名古屋医療圏には関係ないのですが、岡崎地区のいくつかの病院が、藤田保健衛生大学の医療連携推進法人に名前を挙げていて、岡崎地区の患者さんの移動が変わってくるということも出てくることもあると思います。名古屋医療圏においても、近隣の藤田保健衛生大学の動きから患者さんの移動が変わった場合、策定した地域医療構想の内容も変わってくると思うので、今回の動きを現実のものとして検討していかなければ、構想が形だけになってしまうような気

がします。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 三島主幹)

地域医療連携推進法人の取扱いについての御質問ですが、国から県の方にガイドライン等が今月中に示されるということで、どのような取扱いにしていくのかというのがまだ分からない状況です。ただ、地域医療連携推進法人の一つの取組として、病院間の移動という制度がございまして、そのような動きがあった場合、地域医療構想の達成に向けて、どのような影響があるのかを注視していく必要があると考えております。

(服部委員)

2次医療圏と構想区域を一致させるということで、名古屋と尾張中部を1つの医療圏とするということですが、老人福祉圏域や障害保健福祉圏域についても統一する方向でお考えですか。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 三島主幹)

医療と介護の連携といった観点から、県としては医療圏と老人福祉圏域が一致するのが望ましいという立場で、御意見を伺いながら進めていきたいと考えています。

(服部委員)

資料を見る限りでは、療養病床が尾張中部医療圏にはかなり多いと感じるのですが、名古屋と尾張中部の医療圏が1つになった場合、どのような影響が考えられますか。

また、名古屋と尾張中部の老人福祉圏域も一緒になった場合に、自治体によって福祉の制度は異なると思いますが、福祉の受け皿についてはどのようにお考えですか。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 三島主幹)

名古屋医療圏と尾張中部医療圏が統合されることによって、どのような影響があるかということでございますが、病床を整備する単位として基準病床数制度がございまして。現在、名古屋と尾張中部それぞれで病床整備の可否を判断していますが、その判断が一体化されることとなります。

平成29年度までの現行基準病床数制度におきましては、名古屋医療圏については、病床過剰地域ということで基本的には病床整備ができませんが、尾張中部医療圏については、現在病床整備が可能な地域となっています。医療圏の

統合によって、名古屋と尾張中部全体で病床整備が可能かどうか判断されることとなります。

もう一つの御質問についてですが、老人福祉圏域は、市町村ごとに介護のサービス量を積み上げていき、老人福祉圏域単位でどれだけの介護の必要量を整備可能かということを示します。基本的には、医療と介護の連携ということで、軽度な方を病床から在宅医療等に移していく、この「等」に介護施設も含まれております。この「等」の数について、国の取扱いは決まっておりますが、医療計画の策定と同時に介護の新計画も策定されるので、両計画を一体化していくことが県民の方にもわかりやすいと考えております。

(杉田議長)

それでは、事務局から説明のありました、2次医療圏の考え方について、名古屋医療圏としては、尾張中部医療圏と統合するということによろしいでしょうか。

#### 【異議なしの声】

(杉田議長)

それでは、事務局は名古屋医療圏としての意見を医療体制部会に報告してください。

次に、(2) 医療計画策定委員会の設置について、事務局から説明してください。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

資料1を再度ご覧ください。

先ほど、議題(1)で説明しましたとおり、本県の医療計画につきましては、計画本文の「県計画」と2次医療圏ごとの「圏域計画」で構成することとしております。今後、見直し作業を進めるための体制につきましては、「5 見直し体制」のように考えています。

まず、計画の見直し全体に関しては、愛知県医療審議会に諮問し、答申をいただくこととしています。

次の「県計画」については、医療審議会医療体制部会において審議、検討を行っていきます。

そして、「医療圏計画」については、保健医療福祉推進会議において審議、検討を進めることとしますが、具体的な作業につきましては、前回の見直しの時と同様に、資料にありますとおり圏域会議の下に、前回は「医療計画策定部会」



でございましたが、今回は「医療計画策定委員会」を設置し、圏域計画案の作成作業を進めていきたいと考えています。

ただし、次期医療計画における2次医療圏につきましては、原則として、地域医療構想における構想区域を2次医療圏として設定することとしております。当医療圏の御意見につきましては、本日、確認させていただきましたが、尾張中部医療圏につきましては、今後開催予定の圏域会議において意見を確認することとしております。

本県としましては、名古屋医療圏と尾張中部医療圏は1つの医療圏としたいと考えておりますので、当圏域会議に設置させていただきます策定委員会につきましては、今後、尾張中部圏域に設置される予定の策定委員会との合同開催を基本に進めさせていただきたいと考えております。

また、策定委員会の構成員につきましては、現在の医療圏計画を見直した時と同様、従前の例を参考に選任させていただくということで、事務局に一任させていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

今後の見直し作業につきましては、大変短い時間の中での作業となります。スケジュール上では、第1回目の策定委員会は来月の3月の開催の予定となっておりますが、開催日につきましては、来月の開催の可否も含めて、今後、早急に検討させていただきたいと考えております。策定委員会の構成員の皆様には、後日、事務局から御連絡させていただきますので、よろしく申し上げます。

(杉田議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見や御質問はありますか。

それでは、事務局から説明のありました策定委員会の開催方法について、名古屋医療圏としては、尾張中部医療圏と合同で開催することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(杉田議長)

次に、委員の選出については、事務局一任とすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(杉田議長)

それでは、事務局は委員会設置に必要な手続きを進めてください。

次に、報告事項（１）「有床診療所の整備計画について」、事務局から説明してください。

（愛知県健康福祉部医療福祉計画課 奥原主査）

報告事項（１）「有床診療所の病床整備計画について」について御報告させていただきます。それでは、資料３「有床診療所病床整備計画について」をご覧ください。

診療所に病床を設置する場合には、原則として知事の許可が必要となりますが、資料中ほどの（参考）に記載されていますとおり、医療法施行規則第１条の１４第７項に定める場合に該当すれば知事の許可は必要ではなく、届出でよいことになっております。この届出は、既存病床数が基準病床数を上回っている、いわゆる病床過剰圏域でも可能となっており、当名古屋医療圏でも可能ということになります。

平成２８年度第１回病床整備計画の受付期間において提出されました計画１件に係る医療法施行規則第１条の１４第７項の規定に該当する有床診療所の可否について、医療法施行規則第１条の１４第７項の適用に関する事務取扱要領の届出基準に照らし、県で審査を行い適当と判断しましたので御報告します。

「１ 病床設置予定の診療所」でございますが、今回整備計画書を提出されたのは、キリン診療所で、中川区において、内科９床の診療所として整備するものであり、開設者は医療法人社団キリン診療所です。

次に「２ 届出基準に対する適否」でございますが、（１）「診療報酬上で定められている在宅療養支援診療所の届出が東海北陸厚生局になされていること。」については、平成２８年４月１４日付けで東海北陸厚生局に届出が受理されたことを書面により確認しております。

次に、（２）「在宅医療の実施にあたり当該診療所に病床を設置することが適切かつ必要性があると認められること」であります。地域密着の医療と在宅医療先の患者の急性期疾患時の受け入れ先として体制を整えるとのことです。

いずれも、届出基準を満たすと考えられることから、適当と判断しましたので本書をもちまして御報告とさせていただきます。

（杉田議長）

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等がございますか。

次に、報告事項（２）「愛知県地域保健医療計画別表について」、事務局から説明してください。

（愛知県健康福祉部医療福祉計画課 奥原主査）

報告事項（２）「愛知県地域保健医療計画別表の更新」につきまして、御報告させていただきます。

本県の医療計画におきましては、５疾病５事業等の機能を担っていただく医療機関につきましては、県で定めております基準に合致していることを確認した上で、別表に記載または削除をしております。

資料中、ゴシック体の太字となっている部分が、今回修正を行っている箇所となっております。

時間の都合もございますので、個別の説明は省略させていただきますが、主な更新内容といたしましては、まず、資料２ページの「「がん」の体系図に記載されている医療機関名」から、４ページの「「急性心筋梗塞」の体系図に記載されている医療機関名」までにつきまして、本県の「医療機能情報公表システム」の調査結果等を基に、更新を行っております。

次に、資料６ページをご覧ください。「「救急医療」の体系図に記載されている医療機関名」のうち、広域救急２次医療圏の「名古屋Ｃ」の欄の「第２次救急医療体制」のうち「搬送協力医療機関」欄につきまして、宮田胃腸科外科から、協力の撤回の申出があり、削除しております。

続きまして、資料の７ページをご覧ください。「医療法施行規則第１条の１４第７項第１号（在宅）に該当する医療機関」でございます。先ほど有床診療所の病床整備計画で申し上げたことと関連いたしますが、一番下の行に、居宅等における医療を実施する医療機関として、「キリン診療所」を追加しております。現時点では、届出がなされているものの病床がまだ設置されておられませんので欄外への記載となっております。

（杉田議長）

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等はございますか。

次に、報告事項（３）「病床整備計画に係る取扱いの見直しについて」、事務局から説明してください。

（愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐）

それでは、報告事項の（３）病床整備計画に係る取扱いの見直しについて、説明させていただきます。

先に開催しました「名古屋・尾張中部構想区域地域医療構想推進委員会」でも説明をしておりますので、推進委員会の委員の皆様には説明が重複してしまい、大変申し訳ございませんが、資料５をご覧ください。

病床整備計画に係る取扱いの見直しにつきましては、先週開催しました愛知県医療審議会医療体制部会において御審議いただき、承認されています。

本県では現在、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」を定め、病院開設等に係る法的手続きの前に、病床整備計画を計画者の方に御提出いただき、計画内容の適否等について判断をしております。

皆様ご承知のとおり、現在は、圏域保健医療福祉推進会議を、病床整備計画に対する意見聴取及び結果報告の場としてしておりますが、事務取扱要領の一部改正を行い、今後は、本県の地域医療構想の実現に向け協議を行ってまいります。「地域医療構想推進委員会」におきまして、御意見を伺っていくことといたしました。

資料の左上の囲みの中の「見直しの概要」をご覧ください。

今回の見直しのポイントとしましては、2点ございます。

まず、1点目につきましては、病床整備計画の受付等の事務を行います所管保健所が、計画者に対して、予め地区医師会等の地域の関係団体と協議するよう指導することを事務取扱要領に規定します。

2点目は、今後、地域医療構想を踏まえた病床整備を図る観点から、提出された病床整備計画につきましては、地域医療構想推進委員会で意見を伺うこととし、推進委員会において構想との整合性に疑義がある等の意見が付された計画につきましては、医療審議会医療体制部会の意見を聴くこととします。

改正点の1つ目、地域の関係団体との協議に関する規定の見直しにつきましては、資料右上の(2)見直しの理由にありますとおり、医療従事者、特に看護師の確保が困難な状況となっている状況にありますので、地域医療に混乱を来さないようにするために見直しを行うものです。

改正点の2つ目の見直しの理由につきましては、「2 地域医療構想との整合性について」の(2)見直しの理由にありますとおり、今後、病床を整備していく上で、地域医療構想に定めました、4つの機能区分ごとの病床の必要量の確保等、地域医療構想との整合性を確保する必要があるため、改正をさせていただきます。

資料を1枚おめくりください。

現行と見直し後のフロー図をお示ししておりますが、それぞれ、左側の図をご覧くださいますと、現行では、審査基準に適合している場合、フロー図の⑤の部分ですが、「圏域保健医療福祉推進会議」に事後報告することとなっております。見直し後におきましては、保健所が当課に計画書を送付する前に、③で「地域医療構想推進委員会」に御意見を伺うこととしております。推進委員会で「適当である」旨の意見が付された計画につきましては、従来どおり当課におきまして事務手続きを行い、その結果を推進委員会に報告させて頂くこととしておりますが、当圏域会議にも、結果については従来どおり報告させていただきます。

推進委員会で、構想との整合性に疑義がある等の意見が付された場合には、右側のフロー図をご覧いただきたいと存じますが、①から④までは、左側の図と同様ですが、⑤として、医療審議会医療体制部会において意見を伺うこととしております。この場合につきましても、結果につきましては、推進委員会に報告するとともに、従来どおり当圏域会議にも報告させていただきます。

なお、事務取扱要領につきましては、来年度の病床整備計画の受付開始前までに、改正に関する事務手続きを行う予定としております。

また、フロー図には「県保健所」とありますが、中核市につきましては中核市保健所が受付場所となります。

(杉田議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等がございますか。

「その他」としまして、残りの時間を意見交換に充てたいと思います。保健、医療、福祉分野に関するご意見等がございましたら、ご発言いただきたいと思っております。よろしいですか。

それでは私のほうから一点ですが、平成30年4月以降、在宅医療サポートセンター事業については、どのようになるのですか。

(丸山技監)

現在の事業期間は平成29年度までとなっており、平成30年度以降は各市町村で介護保険の在宅医療・介護連携推進事業としての実施をお願いしているところであります。

広域的な連携を推進する中核センターについては、県のほうでも継続を検討してまいりたいと考えておりますが、名古屋市の方からはいかがですか。

(名古屋市山田健康部長)

今後、平成30年度に向けて、どのような支援ができるか検討してまいりたいと考えております。

(杉田議長)

県全域で見ますと、市町村で事業を行えない見込みのところもあるかと思うのですが。

(丸山技監)

先日も研修会を開催して、市町村に御理解いただくとともに、管轄の保健所長にも積極的に各市町村に受け入れてもらえるようにと伝えておりますので、

極力活用が図られるように努めてまいりたいと考えております。

(杉田議長)

県内で地域によって差がでてくるということについては、どうお考えですか。

(丸山技監)

格差が出ないように努めてまいりたいと考えておりますので、在宅医療・介護連携推進事業が市町村において確実に実施していただけるように努めてまいります。

(杉田議長)

よろしいでしょうか。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

せっかくの機会ですので、「その他」としまして、残りの時間を意見交換に充てたいと思います。保健、医療、福祉分野に関するご意見等がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

(杉田議長)

それでは、意見交換を終了させていただきます。

最後に、事務局から何かありますか。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

会議の冒頭に申し上げましたとおり、本日の会議の内容につきましては、後日、会議録として愛知県のホームページに掲載することにしておりますが、掲載内容につきましては、事務局が作成したものを、事前に発言者の方にご確認いただくこととしておりますので、事務局から連絡があった場合には、ご協力くださるようお願いいたします。

(杉田議長)

それでは、本日の名古屋圏域保健医療福祉推進会議は、これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。